

物 品 売 買 契 約 書 (案)

物品の売買に関し、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 西牟田龍治（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（売買）

第1条 受注者は、別表に掲げる物品（以下「物品」という。）を発注者に売り渡し、発注者は、これを買受ける。

（物品の数量等）

第2条 物品の数量、契約金額、履行期限、履行場所等は別表のとおりとする。

（検査）

第3条 受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

（代金の支払）

第4条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときには、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

（部分払）

第5条 受注者は、物品の既納部分に相当する金額を次のとおり発注者に請求することができる。

科学館ニュース夏号及び特別展チラシ・ポスター・招待券納品後

円（うち消費税 円）

科学館ニュース秋号納品後 円（うち消費税 円）

科学館ニュース冬号納品後 円（うち消費税 円）

科学館ニュース春号及び特別展チラシ・ポスター・招待券納品後

円（うち消費税 円）

（取替え又は補修）

第6条 納入した物品が、12か月以内に発注者の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、発注者は受注者に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。

2 受注者は、発注者から前項の要求があったときは、受注者の費用で、発注者の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。受注者がこれを行わないときは、発注者はこれを代行し、その費用は受注者が負担する。

（遅滞損害金）

第7条 発注者は、受注者がその責めに帰すべき理由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

2 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の2.5パーセントに相当する金額とする。

(納期の延期)

第8条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

(契約の解除)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (2) 天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。
- (3) 受注者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (4) 履行に関し不正の行為があると認めたとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 5 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 6 第4項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(違約金)

第10条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、受注者は、第9条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第 11 条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。さらに、自らの利益のために利用してはならない。

2 発注者は、この契約の履行に際し知り得た受注者の技術的な秘密を第三者に漏らしてはならない。

(補 則)

第 12 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）及び福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）の定めるところによる。

(協 議)

第 13 条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者

福岡県久留米市東櫛原町 1 7 1 3
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団
理事長 西牟田 龍治

受注者

別表

物 品 名	令和8年度科学館ニュース（年4回－夏・秋・冬・春号） 特別展 チラシ・ポスター・招待券（年2回－夏・春）
数 量	科学館ニュース 各25万部 計100万部 特別展チラシ 各80,000部 計 160,000部 特別展ポスター 各1,620枚 計 3,240枚 特別展招待券 各4,600枚 計9,200枚
契 約 金 額 （うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額）	円（うち消費税 円）
履 行 期 限	令和8年6月17日、令和8年8月27日、 令和8年11月26日、令和9年2月10日 （各履行期限に関しては、当館からの指示により変更となる場合がある）
履 行 場 所	福岡県青少年科学館及び当館が指定する封かん業者（1か所）
そ の 他	特別展チラシについては、100枚ごとに仕切りをいれること（紙を挟む等） 特別展ポスターについては、各1,620枚のうち1,600枚は8つ折りすること 特別展招待券については、100枚ごとに帯封をすること

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。